

# 会計事務規程

## ( 総 則 )

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県診療放射線技師会(以下本会という)定款(以下定款という)第37条および第38条に基づいて、資産及び会計の取扱いに関して定める。

## ( 資産の管理 )

第2条 資産の管理にかかわる会務は、本会事務局長および会計担当常務理事が会長の指示のもとにこれを行う。

## ( 会計経理 )

第3条 会計経理の管理は会計担当常務理事が行う。

## ( 帳簿等 )

第4条 本会には定款に定めるもののほか最小限、次の簿冊をそなえなければならない。

- ( 1 ) 入出金伝票あるいは現金出納簿
- ( 2 ) 証拠書類
- ( 3 ) 物品関係明細簿

## ( 資産の保管 )

第5条 本会保管の現金は必要最小限とし、その他はしかるべき金融機関において保管するものとする。

## ( 支出の権限 )

第6条 経費の支出の権限は次に定めるところによる。

- ( 1 ) 理事会の承認が必要なもの
    - 1 , 一回の支出額が 1,000,000 円を越える場合
    - 2 , 款科目の流用
    - 3 , 100,000 円以上の臨時支出
  - ( 2 ) 前号に該当しない場合及びあらかじめ定められているものについては、会計担当常務理事の決裁による。
- 2 . 前項第 1 号の規定にかかわらず緊急を要する場合は会長の決裁により支出することができるものとする。

## ( 収 入 )

第7条 現金または小切手等による収入があったときは領収証を発行し、その控えを保管しなければならない。ただし会員の年度会費によるものはこの限りでない。

## ( 支 出 )

第8条 支出をする場合は原則として請求書を徴するものとする。

- 2 . 前項による請求書を受領したときは、その支弁を速やかに行うとともに支出科目を決定しその領収証を保管しなければならない。

## ( 決算事務 )

第9条 年度収支の出納に関する会計事務は 4 月 20 日までに終了しなければならない。

## ( 改 廃 )

第10条 本規程の制定または改廃については理事会の承認を要するものとする。

平成 24 年 11 月 11 改正同日施行